

水力発電設備の点検結果に関する調査報告について

当社は、平成18年11月21日、経済産業省原子力安全・保安院および国土交通省河川局から、水力発電設備の点検等についての報告の指示を受け調査を進めてまいりましたが、本日、調査結果を取りまとめた報告書を両省へ提出いたしました。

当社の97水力発電所について調査した結果、電気事業法および河川法に係る手続き漏れなどがあったことを確認しました(別紙1参照)。


また、電気事業法および河川法に係る定期報告において、一部のダムで堆積土砂の報告値に改ざんがあったことを確認しました(別紙2参照)。当該ダムについては、ダムの現状諸データを基に安全性について確認を行い、ダムの安全性は確保されているものと判断しております。

本件については、当社の水力発電設備の保守管理上の問題として深く反省しており、今後、原因や経緯等について詳細な調査を行います。

以上

[添付資料]

 別紙1: [電気事業法および河川法に係る手続きの不備について](#)

 別紙2: [電気事業法および河川法に係る定期報告等における改ざんの有無について](#)

[参考]

 [ダム堆砂測量の概要](#)[PDF:90KB]

電気事業法および河川法に係る手続きの不備について

1. 電気事業法手続き

- 電気事業法に係る工事計画の届出等を行わず工事を実施した発電所を13箇所確認した。
- 主な該当工事内容
 - ・取水ダム漏水防止工事, 遠隔監視制御装置工事ほか

【工事計画の届出等を行わず工事を実施した発電所】

県別	鳥取	島根	岡山	広島	山口	計
届出漏れ発電所数	1	7	2	3	0	13発電所
(参考)発電所数	19	20	20	29	9	97発電所

2. 河川法手続き

- 河川法第26条(工作物の新築・改築等の許可)等の申請を行わず工事を実施した発電所を39箇所確認した。
- 主な該当工事内容
 - ・取水口改修, 取水口ゲート上屋設置, ダム水位計設置, 除塵機設置ほか

【申請を行わず工事を実施した発電所】

県別	鳥取	島根	岡山	広島	山口	計
届出漏れ発電所数	11	5	6	17	0	39発電所
(参考)発電所数※	19	16	20	25	1	81発電所

※ 当社97水力発電所のうち一級河川に設置されているものが本調査対象。

電気事業法および河川法に係る定期報告等における改ざんの有無について

1. 電気事業法に係る定期報告等

- 97水力発電所のうち、(法定)使用前自主検査^{※1}14件を対象とし、検査資料を調査した結果、改ざんがないことを確認した。
- 電気関係報告規則^{※2}に基づく定期報告対象24ダム^{※3}のうち、堆砂状況報告データの改ざんを8ダムで確認した。

【該当ダム(発電所)と時期】

ダム(発電所)名	時期
きしま うしお 来島ダム(潮発電所)	昭和57年～平成3年
はまはら あかつか 浜原ダム(明塚発電所)	昭和57年～平成4年
たいしゃくがわ 帝釈川ダム(帝釈川発電所)	不明～平成15年
しんなりわがわ 新成羽川ダム(新成羽川発電所)	不明～平成15年 ^{※4}
たばら 田原ダム(田原発電所)	不明～平成15年 ^{※4}
くろどり 黒鳥ダム(黒鳥発電所)	不明～平成12年
おんばら へいさくばら 恩原ダム(平作原発電所)	不明～平成15年 ^{※4}
ゆばら 湯原ダム(湯原第一発電所)	不明～平成15年 ^{※4}

※1 平成12年電気事業法改正以降、電気工作物の使用の開始前に事業者が実施する検査。

※2 電気事業法第106条(報告の徴収)に基づく定期報告等に関する規則。

※3 総貯水容量100万・以上であって、高さ15m以上のダム。

※4 電気関係報告規則の改正(平成16年4月)に伴い報告は平成15年まで。

2. 河川法に係る定期報告

- 水利使用規則※⁵に基づく定期報告対象23ダム※⁶のうち、堆砂状況報告データの改ざんを9ダムで確認した。

【該当ダム(発電所)と時期】

ダム(発電所)名	時期
みたき あしづ 三滝ダム(芦津発電所)	平成13年
きじま うしお 来島ダム(潮発電所)	昭和57年～平成3年
はまはら あかつか 浜原ダム(明塚発電所)	昭和57年～平成4年
たいしゃくがわ 帝釈川ダム(帝釈川発電所)	不明～平成15年
しんなりわがわ 新成羽川ダム(新成羽川発電所)	不明～平成17年
たばら 田原ダム(田原発電所)	不明～平成17年
くろどり 黒鳥ダム(黒鳥発電所)	不明～平成12年
おんばら へいさくばら 恩原ダム(平作原発電所)	不明～平成17年
やしるぐち 社口ダム(湯原第二発電所)	不明～平成17年

※5 水利使用の許可に際して、許可内容や許可の条件を付した規則。

※6 一級河川に設置されている81発電所のうち、ダムに係る諸計測・報告が必要なダム。

- 上記ダムについては、ダムの現状諸データを基に安全性について確認を行い、ダムの安全性は確保されていると判断している。

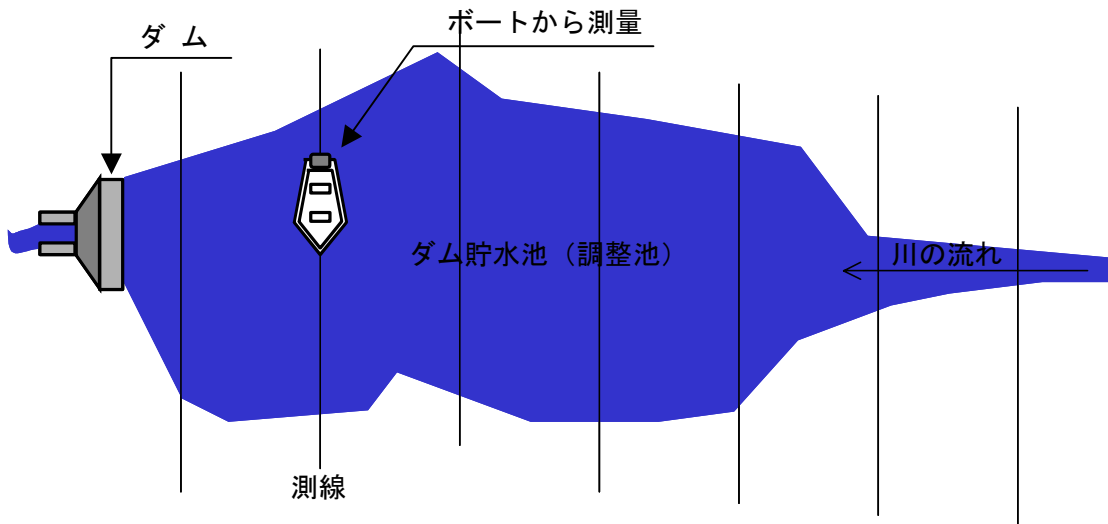
(その他調査結果)

今回の自主点検を通じ、水利使用規則に基づく報告が必要な一級河川における81発電所のうち、8発電所で報告項目の漏れを確認した。

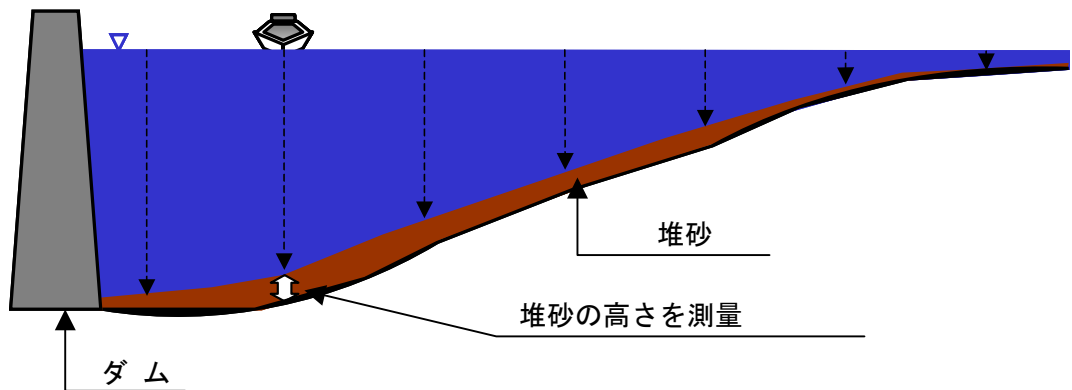
ダム堆砂測量の概要

- 堆砂：ダムの築造後，ダム貯水池（調整池）へ溜まった土砂。

ダム貯水池（調整池）平面図



ダム貯水池（調整池）縦断面図



ダム貯水池（調整池）横断面図

